

2023年 6月 13日

文部科学大臣
永岡 桂子 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 川本 淳

2024年度政府予算編成に関する要請書

日頃から、地方分権に向けた地方教育行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

現在、貧困の世代間連鎖が問題となっているなか、公教育、特に教育機会の平等に関することが課題となっています。また、少子化による学校の統廃合によって子どもたちが自宅から通えない状況も生じるなど、地域間格差による教育機会の平等が脅かされる事態となっています。

さらに、公共施設の老朽化等が課題となっていますが、その中でも教育関連施設の占める割合は決して少なくありません。特に学校施設は防災拠点としても重要な役割を果たしており機能強化が急務となっています。

このように、地域実態にあった教育を推進する観点からも、教育機会の平等を拡充することや施設整備等の諸施策の実現が求められています。あわせて、教育行政に関する諸施策を担い日々職務に精励している現場職員の労働条件の維持・向上も重要です。

教育行政に関する課題は多岐にわたります。子ども達が安全で楽しく学べる環境を実現するための予算措置に向け、以下のとおり所要の対応を要請いたします。

記

【学校給食関係】◎が回答項目

1. ノロウイルスを含む様々な感染症による食中毒から児童生徒を守るため、国が示す衛生管理基準に沿った、業務運営が行える施設の新築・増改築について、全国の自治体への周知徹底をはかり、改善を促すこと。また、食材の洗浄や手洗い後の消毒等に効果があり、ノロウイルスを不活化させる次亜塩素酸ナトリウム溶液を生成する機器の購入・設置費用についても国の予算補助が活用できるような制度を検討すること。

2. 学校給食において、現場の適切な温湿度管理や食材の衛生管理および調理従事者の健康管理が重要であることから、全国の学校給食調理施設（配膳室等も含む）の空調設備の設置状況および温湿度管理の実態を調査し、基準を満たしていない自治体への指導を行うこと。さらには、学校給食調理室および給食配膳室への空調設備設置にかかる交付金の交付要件を緩和するとともに、交付金の活用事例を自治体へ提示し、その活用を促すこと。

また、施設や設備機器の老朽化により、危険異物の混入事案が多くみられることや調理従事者の労働環境が悪化していることから、これらの新設や施設の拡充および改修・整備にかかる交付金の予算措置を行うとともに、自治体に対し適切な措置を講じるよう指導すること。◎

3. 給食調理施設の目的外使用については、「学校給食の提供に支障のない範囲で使用が可能であり、財産処分の手続きの対象には該当しない」という旨を引き続きすべての自治体に周知徹底すること。

あわせて、災害時等に給食調理施設を適切に活用できる災害時対応マニュアルが、各自治体において整備されていない現状であることから、国が率先して「給食調理施設における災害時対応マニュアルのガイドライン」を作成し、各自治体の現状に沿ったマニュアル整備を行うよう自治体に助言すること。

4. 外国人児童については、学校給食において様々な対応が求められることから、平等な給食提供を行うため、想定される事例の調査等を行い、その内容について教職員および調理員に対し研修等を行うこと。また、食物アレルギーを抱える児童生徒数の増加傾向を踏まえ、食物アレルギーのない児童生徒と同様な給食提供を行うことが求められているため、アレルギー対策や宗教食等に対応できる給食施設の整備、ならびに必要な人員の確保、定期的な学習や研修の充実をはかるための環境改善交付金を拡充すること。

5. 学校給食を通じて子どもたちに正しい味覚を教え、食べることの楽しさ、必要性を知り身につけてもらうことは、食育を推進するうえで重要であることから、専門調理師の資格を有する学校給食調理員および食育推進員が関われるよう、文部科学省主導による学校給食事業を展開し、積極的な活用を各自治体に促すこと。

6. 学校給食現場における地産地消や残食ゼロおよび食品ロスの取り組みについて、SDGsに直結する重要な課題であることから、全国の自治体が積極的に参画できるよう、文部科学省として事業展開し、交付金による支援についても検討すること。

7. 物価や燃料費の高騰に対応した地方創生臨時交付金の活用による給食費への補助は、コロナ禍における時限的なものであることに加え、交付までに時間を有するものとなっていることから、今後の不測の事態に即時対応することが可能で、自治体が活用しやすい交付金制度を確立すること。◎

8. 慢性的な人員不足による業務過多により、学校給食の質の低下やヒューマンエラーを原因とする食中毒や異物混入事案も発生していることから、安全安心に働くことができ、適切に衛生管理を行い、質の安定した学校給食の提供にむけた適正な人員配置（調理員）を自治体に求めること。◎

【学校用務関係】

1. 学校用務員が環境整備を行うに際し労働安全衛生法で定められた特別教育の実施が必要であるが、受講せずに業務を行っている自治体があることから、各学校や学校設置者に対し、用務員を含めた教職員の安全衛生管理を周知徹底し、関係省庁に対し安全衛生管理要綱を策定するよう促すこと。あわせて、特別教育の受講に係る費用については国庫負担とすること。◎

2. 学校用務員の役割や学校運営組織の専門性を活かすため、用務員を自治体及び学校の防災組織体制の一員に位置づけること。また、防災と救命のための研修を義務付けるとともにそれに必要な予算措置を講じること。

3. 農薬取締法第1条の「農薬の安全性その他の品質及びその安全かつ適正な使用の確保を図ること」を踏まえ、農薬の取り扱いについては、適切に保管できるよう、新・増改築に関わらず、作業室、保管庫等の設置に対し、交付金の活用ができるよう要件緩和の予算措置を行うこと。◎

4. 感染防止対策のためのマスク着用による作業環境の変化は用務員の健康と命に係わることから、ファン付きの作業着の貸与などの熱中症対策を現場実態に応じた予算措置を行うこと。

以上